

一助 父 三十一年度の残地の部合から二つに合われておりますが、この水につれては
先かどうなつてゐるかどうなつてゐるかと思ひます。この水は六五号試案
で認定された場所と、土米と四米の先が一サとでゐるが、この水は六五号
試案の一九三三のところにたつたわけだ。一九四三は下から上る道路
につないでゐるので、別に行つたりはなないと思ひます。

一議長 女中二件につき要談ありませんか。

要談なし

一議長 要談なしと認め、試案オ大五号、オ大六号は原案通り、決定したしま
す。

日程オ三 第一附受領につれて (バイクモーター) 試案オ大七号、

オ大八号、第二附受領につれて オ大八号、

一議長 試案オ大七号、オ大八号は関連したりますので、同時に上程いたします。

事務局長 朗 読

一助 父 試案オ大七号は片倉自動車株式会社より、バイクモーター二基、理科教育

取業家庭教育甲と乙の中学校に第一附受領のあったもので、見積価額二十五
円)となつてゐます。のりて印承認を得たい

こうして一台はバイクモーター、そのまゝです。一台は断面になつてあり、中の構造
がよくわかるようなものであります。取扱につれては教育委員会でもよくと
ちなつてあり、委員会と一も受領したいと思ひます。

試案オ大八号は田村利一さんのお母さんから自動四輪車一台を第一附、しよ
うと云うもので、この取扱についても教育委員会にお預りしてあり、週日懇
委員会にお預りし、今後の方法につきまゝでは教育委員会とも相談
ことと云うことで、教育委員会におまゝ、では科学技術教育のため、教材と
して活用するにとり結論がつてあります。

由政外に東本すゝとは、諸般の状況から現段階においては遠慮すると
云う結論がでて、受けとりたいと思ふことになつてあります。

一議長 懇務委員会の審議経過につき、委員長が報告を求めます。

一懇務委員長 去る十九日の委員会審議、一時的に、助父の説明に更に補足説明を

バイクモーター並に自動四輪車——何れも中序の教科課程の進んでお
ります——ので、バイクモーターは職業家庭教育の振興の一助とし、一方は
科学振興教材とうたつてあります。大へん高価のものであり
き——附者に敬意を表します。

更にこれを教材として使う場合、現段階としては、相当の管理運用

てありますので御座る承り得たいと存じます。

研究の余地があるのでは
ないか。

のあらま——と申しあげます。

現在西多郡下でこのような行爲が起つて附き小で、教杖として或は一面
取員或は生徒の緊急的な自動車の必要を生じた場合、免許のあま
し主の運転して校外に東出すという例が東多にありません。

總務委員会として、この中に詳しい中、面談員もあり、意見を取
かかっているであります。が、マシAの一端の考えもその時被審された
か、あつたこの受入が東出すというに自動車、運転免許について主
生方が自信がなくなつてはならないというので、三年の生主が免許証と
つてあります。忽論、中学生は十八才未満であります。

「昨の免許証」証下附の対象にありません。あつても取扱の教育
の一端と云うことにはなります。が、附者の考案のうちには或程
な緊急の場合外に東出すことも考えていたのではなから、又生主
にもどういふ考案もあり、どういふ推息していただいております
か、初めのころにもあり、又今後の燃料管理、或は便利主義に
外に東出すのはどうか、その場合、或は私用の場合もある

のことは、その場合、事故が起きたらどうなるか、と云うようなこと
があり、教育委員会に慎重審議されるよう付託してあります。が
結果として、飽くまで現段階においては教杖として活用する。校
外には東出すな、と云うこと、これは小にはナンバーは必要ないといふ
こと、ナンバーはつけな、と云う報告もしたわけがあります
あつて現段階と云うこと、であります。

「オ三番」この運用について教育委員会として内規をつくつて運用するといふ
ので心配はありませんが、唯、校庭ぬも走る場合にふれるのか否かといふこと
校庭ぬも走る場合でも、事故は起り得るといふ点で、ナンバーが車の
動車が走つたとき、事故が起きた時の責任はどうなるか、この車に
あつたナンバーを受けつた方がよいのではなから。

「オ三番」三番議員と同意見であります。總務委員長の報告のようにナンバーをつけま
す。外に東出す可能性は強く、事実既に東つてあり、危険で踏切
の中でインストなどしてあり、取上げなつてはならないと思つてお

りまゝに、運営上、管理場適切な処置をとらねばなりません。
ので、校庭外には東まゝす。尚校庭内でも放課後等御注意願いた
い。

「オ」審
私も業的立場にあり、法的に申さねばならないかと思ひます。
校庭として考へるとき、中学生として二十ハオ未満の場合、
は禁止されてあります。この場合果して中学生に運転する車
を必要とするか、半面、備へ技術指導するとは何等必要
と云ふないので、さうゆう見解をとつてあります。

又「ナ」もつて、だがよつてはならないかと思ふ。審議員の意見に対し
ては、道路法上、公道にあってはナンバーを必要とします。が、私有地
で一つの管理機構の例では、学校、会社の敷地内にあってはナンバーがなく
ても差支えない。この際、事故が起きた場合は微妙なもので、免許証
と有った者が運転した際は、運転手か法によつて処罰を受けま
す。が、この中では管理者の責任と道路法上の又障はあり

東京部西多摩郡立坂井小中校

自動車学校にありても、校庭で運転する場合はナンバーはありませ
ん。この見地から、校庭内において中学生にハンドルを持たせてい
るのであるか、この場合、事故は道路法上の問題である。民法上の問題と
なるのではないか。この点から非常に難しうなつてくるのではないな
から、今のところ私としてはナンバーをつけ、便利なるものがあるか
ゆへ、あるなら私はナンバーをつけず、飽くまで私権として、エニヤニ、零
関係の整備、整備、又、定時刻高次の指導にも利用し、甲一たら如何と云
ふことと申さねばならぬ。答へます。

「オ」審
十四番議員の発言によると、校庭内なら車体検査証のなり車と運転して
差支えないか、さういふ場合に、ナンバーとは車体検査証であり、ミ
カ、車と走らせていた場合、校庭内なら差支えないものであつたか、ミカを治
甲一たら場合、最悪の事、能くならぬ場合、この点からよつては、
保安規程、その他校の令折もすればよいか、思ひかゝつてくるのであるが、唯
運用の妙を計る、又は教育委員会に検討を仰ぐのである。任せていただかうか。

校外によつて教員に使うときは考えらるゝ小さい資格に於いても扱ふべき以下
はなりので、校外で運転免許をもつた者か同乗してやらせてもよいは
運転免許をもつた者か罰せらるゝので、校外に於いて整備技術と
習得させることは当然、運転も勉強してたくなるので、ナバーもつても
い小程金がかかる。唯この場合表へ出たくなるので教育委員会に
厳しめの規程をつくらせよう、かえつてナバーもつけた方がすつかりす
るのではないか、とちうとつても議會で決めることとてこれとつては意見もあ
ります。

教育委員会とつては法的根據も追求はしなかつたが、運転に於いては先

の研究して、この点について学校側に調べて戴いたが、新しい科学
技術の指導目標としてかなり大きく目標がハズレてあり、オ
ミヤに於いて内地、機械等の総合教育を實施する事となつてあり
機械ではオミヤの機械の習得と発展させると共に、主として自動車機
の取扱いに關する基礎的技術も習得させ、機械技術の測定および

ひ生活や産業との關係を理解させ、作業と精密、確實に進め、安全に
留意する態度を養う総合実習では、機械電機その他の既習事項と
有機的な関連をはかりながら、制作又は測定にかゝる総合的な実習
を行ひ、機械技術を習得する能力を養つと共に、目的に応じ、習得も
適切な方法を選択し、比較し、實踐し、更にその工夫、改善する事
態を養ふと云ふことが、中学三年の科学指針にあり、教
育技術教育の目標として法的根據をもつてゐるか、更に指導的
立場の役所において検討したか、やはり運転手をつくるのでなく
理論、整備、更に進んで運転まで総合的に目に見え、手にふれさせ
ると云ふことが、運転に主目標とあつてもあつてゐると云ふことと指導
して戴いた。委員会とつては科学技術も習得する教材と
てと云ふことと基本課程にして、外に東あることとは、危険性或は各
賞の受と色々考えらるゝので現段階に於いては保留する。将来ど
うなるかはわかりませんが、その時は一応考慮して戴きたいと云ふこと

で委員会と一は決定——たものであります。
中一に付いて異議ありませんか。

異議なし。

議長 異議ないので議案オ六七号、オ八号は原案通り決定いたします。

日程オ五 町立福生中学校体育館新築事業について

議案オ六九号

オ六 中学校体育館建設費起債について

オ七〇号

オ七 町立福生中学校体育館建設基金貸付受領について

オ七一号

オ八 町立福生中学校体育館建設基金貸付受領について

オ七二号

議長 議案オ六九号、オ七号、オ七一号、オ七二号は関連する議案でありますから

一括上程いたします。

事務局長 朗 読

一 町立福生中学校体育館新築事業について 中略 議長より「さういふことでは、起債も確定——たので体育館を建設

——たいと云うことであります。

町立福生のとほり、ニホに付いては、町立福生、と町と、神助金と云う、

とてと、教育、都、文部省に付し、再三、再四、補助金の運動を

した、このことが得られず、文部省が許さず、たものは都、八、

と云う、よう、とて、申込んだところ、三、五、校、三、多、六、校、計

六、校、あります。従って、補助金も、一校、八、の、内、くらいた、思、わ、小

ます。

福生、と、一、は、神助金は許さず、さ、な、な、か、た、た、で、起、債、と、四、〇、の、内、

十、〇、の、内、の、仕、事、を、や、つ、た、ら、ど、う、か、と、云、う、の、で、起、債、四、〇、の、内、の、許

す、か、あ、り、こ、小、で、や、つ、て、は、ど、う、か、と、云、う、の、で、あ、り、ま、す。

ニホに付いては、当初、三、五、の、内、の、予、算、一、計、と、し、て、あ、り、ま、す。が、ロ、ン、A

同意、念、念、で、寄、附、か、一、三、〇、の、内、あ、り、起、債、が、四、〇、の、内、で、あ、り、結、局

一、二、一、三、〇、の、内、を、歳、入、に、組、む、の、で、予、算、負、担、と、一、三、〇、の、内、の、持、ち、

と、云、う、の、と、こ、ろ、が、あ、ま、る、の、で、現、構、構、造、は、鉄、骨、二、階、建、と、な、つ、て、あ、り

「ア」の金は4万5千円と云うことあります。この裏に
ついて理事者は神助金の世のゆくの余りかあった場合は飽くまで
これを確保しようとする心算を由緒として載せたことと云います。
然し何と云うても今年に建てることかまたとして、二に四〇〇万円の起
債の認可があったわけでありす。こゝで「般賦課から」も持あ
ま一七五万円の裏金を廻すも初の三九〇万円と合せて、二一〇〇万
円で足りる上、アとすする予算に締成であります。

総務委員会としてはお知、神助金の起債になることについては将来大
きくアの財政に及ぼす影響が大きくなります。ついで十二分指適
てアに善処方を申し、あります。が一応市に對する
神助額を4万5千と、四〇〇万と云うものを額ではなく、何十
かと云う小額のもののようでありす。と云うことと考慮
し、建設の時期に重宝をあわせて、当初神助金の考案があつたも
のが、大きく方向転換し、なうはならぬと云う現状についてはいろ

意見のあらうと思ひます。 總務委員会としてはお小うの支につけて

十二分意見もあつて、今後神助金の余り等があります。たう努力
して載せたことも附言いたして、止むなく承認をいたしたもので
です。今に御検討したなきたいと思ひます。

「カ」予議案は理事者が今年で報告して、またこと、異つてあります。
ので私も驚いてあります。それは補助金の起債に要つてきたと云
うこととあります。これはあくとも担当委員会の下に報告を行つ
て他、議員が知らぬのは、すいこととあります。理事者が
如何なる考案で報告か違へてゐるのか、起債は借金であり返す段

階に相當の費用が、ついでこれらと耳に、ついで、カに私かうこのこ
とについて質問した際も、理事者はそれは新聞の勝手に書いたもので、
そのような方向に進んでいないと云うことと云つてあります。私は
理事者側の明確な答弁を得たいと存じます。

「ア」最初、神助金、予附金ともに体育館を建てたいと考へ、途中から起

償に変わったことになりて報告しなかつたことについては仰るしや願いたい。この起債もす固はどうかはつきりしてゐなかつた。その後、田村和哉等。口添もあり、最初は四〇〇万と云つても駄目だらうと云うことであつた。かういふ説明をして、極く最近本決りになりまゐつた。

神中全に於ては昨年一から運動してゐたものが市の外で除外されたこととは心外であります。各方面に連絡と密にしまつた一面もあるようです。大勢がそうなら止むを得ないと思ひます。そこで何か操作の方で何とかどうするかと云うことで先日教育庁に参りまゐつたが、その時には校舎の方で補助金と起債と返さなくてはならないものかある。だが、これは学校の増築予定と変更したもので、それとこちらにまわして欲しいと云う申し入もした。が、科目が違ふので文部省で許さないと云うことです。体育館は飽くまで体育館でなくてはならないと云うので、文部省の方でもさうした余りか、おたう何とかが、一〇〇万と頼んできまゐつた。頭印の計画通りにはやが

なかつた。左は仰る承載したいと思ひます。

「オミ」番 議題が提出されてから仰る承を云う意味でなく、談合例が協議なく補助金の起債に委つてゆくこととは元々の協議してやつて貰ふたい。中居校の体育館の建設については反対するものでは無いので、さうしたやりかたにつき元々仰る前意願いたい。

「議長 休憩したします」

休 憩 十 分

「議長 再開いたします」

日程第九 町立オミ小学校々舎の増築についで 談案オセミツ

「議長 上程いたします」

「事務局長 朗 読」

「助 父 こんはオミ小学校の増築計画にもとづく事業決定であります」

オミ小学校は昨今まで十二教室、このうち特別教室二つを建て、あり

ます。更にそれにこの一九一坪五〇も増築しようとするもので、今までの型式と同じように建てたいと思ひます。

これは木造、原型スレート葺、二階建、一八〇坪、教室及入口があります。便所及ろう下二坪五〇、それに防大壁一ヶ所、奥行五間、間口十八間五間半の教室が三ヶ所、それに出入ロ三間となっております。

尚、これは總務委員会の審議と得ております。

〔總務委員長〕 本件について、委員会の慎重審議の結果、承認とあります。承知したものであります。

〔サニタリ番〕 サニタリ校については町長も爾来三十四年中に完成させたいと云つており、この予算、入札業者と早急に決め、基礎工事等は年内に完成するようお願ひします。

〔議長〕 本件について異議ありませんか。

異議なし。

〔議長〕 異議ないので、議案第七号は原案と取り決定いたします。

日程第十一、町営住宅建設費起債について

議案第七四号

〔議長〕 本件も上程いたします。

〔事務局長〕 朗読

〔助役〕 これは町営住宅建設資金として一五〇万円の起債の内諾のあったものであります。これは町営住宅ミロウの起債で、この外にある補助が、都補助、これに町の負担を加えて建設するものであります。借入条件等は体育館の場合と同じであります。これは建設委員会でも審議願ひてあります。

〔議長〕 本件に関連して日程第十一の件も併せて報告願ひたい。

〔建設委員長〕 起債の一五〇万円については改めて提示しませんので詳しくは審議してあります。

町営住宅の建設に関する敷地の進捗については、日程十一の五項目にわたる新道をつくるといふことと報告いたします。

又、廢道につきまゝはいずれも町営住宅の建物の下になるので